

船員保険のお知らせ Vol.1

お願い

新しく船員を採用した場合は、10日以内に「被保険者資格取得届」等をご提出ください

船員法で定める船員を採用した場合、雇用期間や勤務時間にかかわらず、船員保険への加入手続きが必要です。新たに船員を採用した場合は、**事実発生から10日以内**に「被保険者資格取得届」を提出してください。船員に被扶養者がいる場合は、「被扶養者（異動）届」もあわせて提出してください。

また、令和6年12月2日から「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式を変更しています。届出の際は**新様式**を使用し、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない方が資格確認書を必要とする場合は、「資格確認書発行要否」欄の□に✓を入れて提出してください。

なお、マイナ保険証の登録状況はマイナポータルで確認できますので、従業員の皆さまに周知をお願いします。

【船員保険に関する問合せ先】

船員保険の制度・手続きは管轄の年金事務所にご確認ください。

【船員法に関する問合せ先】

船員法上の船員に該当するかご不明な場合は管轄の地方運輸局等にご確認ください。

《被保険者資格取得届》

様式コード 3 2 0 0		届書コード 2 0 0		所 長 副 所 長 課 長 担 当 者	
①船舶所有者整理記号 中 セ イ ト		②告知番号 123		船 員 保 険 厚生年金保険	
③被保険者整理番号 A C D		④個人番号(または基礎年金番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		⑤被保険者の氏名 センボ タロウ	
⑥被保険者の生年月日 昭和5 平成7 令和9 4 0 0 3 0 9		⑦性別 男 1 女 2		⑧資格確認書発行要否 ☒ 発行が必要	
⑨郵便番号 1 6 8 8 5 0 5		⑩被保険者住所 東京 杉並区高井戸3-2-1		⑪備考 ☒ 発行が必要	

《被扶養者（異動）届》

様式コード 3 2 0 2		届書コード 2 0 2		所 長 副 所 長 課 長 担 当 者	
①船舶所有者整理記号 中 セ イ ト		②船員保険被保険者整理番号 12		船 員 保 険 被 扶 養 者 (異 動) 届	
③被保険者の氏名 センコウ イチロウ		④生年月日 昭和5 平成7 令和9 6 1 0 7 0 1		⑤性別 男 1 女 2	
⑥被扶養者の氏名 センコウ ハナコ		⑦生年月日 昭和5 平成7 令和9 6 2 0 3 2 6		⑧資格確認書発行要否 ☒ 発行が必要	
⑨郵便番号 168 8505		⑩被扶養者住所 東京都杉並区高井戸3-5-24		⑪備考 ☒ 発行が必要	

ウラ面：その他資格取得届と一緒に提出が必要な書類、留意事項

採用した船員の状況によって、資格取得届と一緒に提出が必要な書類

項番	提出が必要なケース	届書等の名称
1	70歳以上の船員を採用したとき	厚生年金保険（船員） 70歳以上被用者該当・不該当届
2	船員が後期高齢者医療の被保険者のとき ※ 項番 3 に該当する場合は提出不要です。	船員保険（職務外疾病部門） 適用除外該当・非該当届
3	船員が共済組合の短期組合員であるとき	船員保険法第149条等の該当届
4	40歳以上65歳未満の船員または被扶養者が次の①～③のいずれかに該当するとき ① 国内に住所を有しない ② 在留資格が3カ月以内の外国人である ③ 介護保険適用除外施設に入所している ※ 項番 3 に該当する場合は提出不要です。	（船員保険）介護保険 適用除外等該当・非該当届
5	船員または被扶養者が早急に保険医療機関等で診療等を受けようとするとき ※ 項番 3 に該当する場合は申請できません。ご加入の共済組合に相談ください。	船員保険 被保険者資格証明書 交付申請書
6	漁船に乗り組む船員の報酬を歩合で支払うとき	船員保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎明細書
7	外国籍で、個人番号と基礎年金番号が結びついていないとき、または個人番号制度の対象外であるとき	厚生年金保険被保険者（船員） ローマ字氏名届

＜留意事項＞

- 上記の書類以外にも、船員または被扶養者の方の状況により添付書類が必要になる場合があります。下記の「船員保険適用関係届書 掲載ページ」からそれぞれのケースをご覧ください。「詳細説明」を掲載しています。
- 届書等の様式は下記の「船員保険適用関係届書 掲載ページ」に掲載していますので、ご活用ください。なお、項番 3 の「船員保険法第149条等の該当届」が必要な場合は、管轄の年金事務所にご連絡ください。

届書への個人番号記入のお願い

- 個人番号欄がある届書には、個人番号を記入してください。個人番号を有していない等、個人番号が記入できない場合は基礎年金番号を記入してください。
- 船員の方の個人番号を記入する際には、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

船員保険適用関係届書 掲載ページ

船舶所有者や船員の方に関する申請・届出様式を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/senpo.html>



船員保険届書

検索

